

R8農地利用効率化等支援交付金配分基準表

令和 年 月 日

経営体名： 住所： 電話番号： メールアドレス：

「採択基準」について				
☑過去に受けた国の機械等整備助成事業の目標が未達成の場合は、本事業への応募はできません。				
☑下記のポイント配分表で、自己採点で14点以上の方はご相談ください。(14点未満は採択対象外)				
ポイント基準項目			点数	該当項目に○
①	付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年(令和6年度)の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
		a 300万円以上	1	
		b 600万円以上	2	
		イ 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度(令和10年度末)における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
		a 3%以上	1	
		b 10%以上	2	
		c 15%以上	3	
		d 20%以上	4	
		e 30%以上	5	
		ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者にあつては(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア) 目標年度(令和10年度末)の付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。		
		a 100万円以上	1	
		b 200万円以上	2	
		c 300万円以上	3	
		d 400万円以上	4	
		e 500万円以上	5	
		(イ) 目標年度(令和10年度末)の付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。		
		a 基準額(目標年度(令和10年度末)における就農後経過年数×50万円)以上	1	
b 基準額の10%増し以上	2			
c 基準額の20%増し以上	3			
d 基準額の30%増し以上	4			
e 基準額の40%増し以上	5			
②	経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。		
		a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行う。	5	
		b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行う。	4	
		c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行う、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行う。	3	
		d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行う。	2	
		e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行う。	1	
③	労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、以下のいずれかの取り組みに該当している。		
		a 令和10年度までに10%以上削減する。	1	
		b 令和10年度までに20%以上削減する。	2	
		c 令和10年度までに50%以上削減する。	3	
④	経営管理の高度化			
		ア 現在、法人化している又は令和10年度末までに法人化する。	2	
		イ GLOBALG. A. P又はASIAGAPの認証を取得している。	1	
		ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定(簡易版を含む)している。	1	
		エ 青色申告を行っている又は目標年度(令和10年度末)までに行う。	1	
		オ 有機JASの認証を受けている又は目標年度(令和10年度)までに認証を受けている面積を拡大する。(新規で認証を受ける場合も含む。)	1	
⑤	新規就農	事業実施年度(令和8年度)に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定就農者である場合に限る。	2	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
		a 50歳までに就農した者である場合(法人にあつては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。)	2	
⑥	農業者の育成	b 事業実施年度(令和8年度)以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合	1	
		農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れを行っている。	1	
⑦	女性の取組	以下に該当する場合は加点する。		
		受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を修了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合。	1	
⑦	女性の取組	以下のいずれかに該当している。		
		ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者)	3	
		イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織	3	
		ウ 法人又は任意組織であつて、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3	
⑧	輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1	
			ポイント合計	